

# 八千代市緑化推進指導要綱

〔平成7年3月31日〕  
告示第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑化に関する協定その他緑化の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(緑化に関する協定の締結等)

第2条 市長は、工場を有するもの又は工場を設置しようとする者、建築物等の設置者及び開発行為(開発事業及び建築行為を含む。)をしようとする者(以下「事業者等」という。)とそれぞれ協議の上別表に定める緑化の基準による緑化に関する協定を締結するものとする。この場合において、事業者等は、敷地面積が500平方メートル以上の者又は開発行為をしようとする土地の区域面積が500平方メートル以上の者に限るものとする。

2 事業者等は、前項の緑化に関する協定を締結するに当たり、次に掲げる図書を提出するものとする。

- |             |    |
|-------------|----|
| (1) 緑化計画概要書 | 2部 |
| (2) 位置図     | 2部 |
| (3) 緑地求積図   | 2部 |
| (4) 緑化計画平面図 | 2部 |

3 市長は、事業者等の緑化計画について不相当と認める事項があるときは、当該事業者等と協議の上その計画の変更を求めることができるものとする。

(報告)

第3条 市長は、緑化に関する協定を締結した事業者等(以下「協定締結者」という。)に対して、緑化に関する協定に定めた事項(以下「協定事項」という。)の履行について報告を求めることができるものとする。

(履行の要請)

第4条 市長は、協定締結者が協定事項を履行しない場合には、当該協定締結者に対して、その履行を要請するものとする。

(協定事項の履行期限)

第5条 協定締結者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期限内に協定事項を履行するものとする

(1) 既設の工場、建築物等(以下「事業所等」という。) 協定締結日から5年以内

(2) 新增設の事業所等 開発行為の完了時又は主たる業務の開始時

(3) 住宅の建設を目的とする開発行為 開発行為の完了時

(樹木等の保存等)

第6条 事業者等は、その所有する事業所等の敷地及び開発行為をしようとする土地の区域(以下「敷地等」という。)並びにその周辺地域の環境を保全するため、敷地等の区域内に存する樹木又は樹林(以下「樹木等」という。)を保存する等環境の悪化を防ぐための適切な土地利用計画及び緑化計画を定めるものとする。

(樹木等の伐採の届出)

第7条 事業者等は、樹木等を伐採しようとするときは、あらかじめ市長に届け出るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成7年4月1日から施行する。

(八千代市ふるさとの緑を守る条例及び同条例施行規則指導要綱の廃止)

2 八千代市ふるさとの緑を守る条例及び同条例施行規則指導要綱(昭和60年八千代市告示第37号)は、廃止する。

別表（第2条第1項）

## 緑 化 の 基 準

### 1 緑化率と植栽の方法

区 分		緑 化 率		植 栽 の 方 法
事 業 所 等	工 場	既 設	敷地面積の10%以上	敷地の外周部に高・中木を中心として帯状に植栽し、緩衝緑地を形成する。  敷地内は、建築物及び通路の周辺に重点的に植栽する。
		新 設	敷地面積の20%以上	
	工場以外のもの	既 設	建ぺい空地面積の20%以上	前庭と接道部を重点に緑地を形成する。
		新 設		
公共又は公益施設		別に定める。		
住 宅 用 地	戸建住宅			接道部と隣棟間の生垣化(1m当たり3本)及び前庭緑化を図る。
	集合住宅	建ぺい空地面積の20%(生垣を除く)以上		前庭と接道部を重点に緑地を形成する。  隣棟間の生垣化(1m当たり3本)を図る。

注1 工場とは、日本標準産業分類の大分類のうち、鉱業、建設業、製造業、運輸・通信業及び電気・ガス・水道・熱供給業を営む施設等をいう。

2 建ぺい空地面積とは、敷地面積から建築物の建築面積を控除した土地の面積をいう。

3 緑地とは、10㎡に高木1本以上と中・低木5本以上又は20㎡に高木1本以上と中・低木20本以上の樹木が生育する10㎡を超える区画された土地をいう。

4 外周部に植栽する帯状緑地は、高・中・低木，常緑，落葉樹等を混植して樹林を構成すること。

5 高・中木には支柱を施すこと。

## 2 樹木の規格

区 分	植 栽 時 の 高 さ	成 木 時 の 高 さ
高 木	2メートル以上	3メートル以上
中 木	1メートル以上	1.5メートル以上3メートル未満
低 木		1.5メートル未満